東京都中央区明石町11-15 ミキジ明石町ビル4階 東京桜橋法律事務所 大津綾香代理人 弁護士 豊田 賢治 FAX 03-6278-7142

直接交渉拒否の再通知及びつきまとい拒否の求め

先にも通知したとおり、大津綾香(以下「通知人」といいます。)は貴殿との直接交渉を拒否しています。何か用件があれば当職宛てに書面にて連絡をすることを再度要求します。

本日、午後3時ころ、公共の場所を通行していた通知人に対し、貴殿はつきまとい、通知人が貴殿との対話を拒否しているにもかかわらず、「公開討論をしましょう」だとか「質問に答えてください」だとか「黒川敦彦に対して貴方いるいろやっているんですよね」だとか、挙句の果てには「この人がつばさの党の指示をしている可能性のある国政政党の党首さんですよ」などといわれのない中傷発言をし、対話を強請しました。

貴殿が威力業務妨害罪等で有罪判決を受け執行猶予中の身であること、通知人に対して多数の訴訟を提起している対立当事者であること、SNS等で通知人を侮辱する発言を繰り返していること等の状況を踏まえると、貴殿による通知人に対するつきまとい行為は受忍限度を超えたものといわざるを得ません。

かかる行為を二度と繰り返さないことを求めます。